

33号

商工会だより

■発行:福山北商工会 ■発行日:令和2年6月

【本所】駅家町倉光417 TEL976-3111/FAX976-3211 【HP】<http://fukuyamakita.jp/>
【支所】加茂町中野1-3-2 TEL972-3008/FAX972-4270 【E-mail】fukuyamakita@hint.or.jp

第12回福山北商工会通常総代会開催

令和2年度(第12回)通常総代会が5月21日(木)午後4時から本所2階大研修室において開催されました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面による議決権行使を用いた少人数出席による総代会とさせていただきます。

総代会への出席者は、二畠会長、藤井副会長、関藤副会長による本人出席が3名、書面議決書による出席総代が125名、他、事務局長と4名の経営指導員が出席いたしました。

最初に二畠会長挨拶の後、事務局より定足数が発表され本総代会が有効に成立することが確認され、その後、議長の選出に入り万中地区総代の関藤副会長が議長に選任されました。

また、第1号議案から第5号議案までの議案説明は事務局が行い、議長は、議案ごとに採決を行いました。結果、全ての提出議案について、賛成125名、反対0名で原案通り承認決定されましたので、最後に藤井副会長が閉会の辞を述べ、午後5時をもって本総代会は終了いたしました。

事務局よりお知らせ

4月より事務局は、荒川事務局長のもと新体制でスタートしました。福山あしな商工会より大谷経営指導員が着任。内部異動として本所へ小笠原経営指導員が、加茂支所へ黒田経営指導員が配置転換しました。

また、出産の為の育児休業を取得しておりました佐藤補助員が復帰しました。新体制の商工会事務局で、会員事業所様の様々なご相談に対応致します。宜しくお願い申し上げます。



本 所

【事務局 長】荒川 雅和

【経営指導員】大谷 逸人

南 夕佳里

小笠原 匡志

【補 助 員】佐藤 文音

【記帳指導職員】西 まり子・川元 恵子

支 所

【経営指導員】黒田 大樹

【補 助 員】三島 絵里子

福山北商工会の
ホームページは
こちらから！



新型コロナウイルス関連の対策について



現在、様々な新型コロナウイルス関連の対策が国、県、市などから出ております。ここではお問い合わせの多いものをご紹介します。(情報が変更になることがありますのでホームページでのご確認をお勧め致します。なお、商工会のホームページも随時更新しておりますのでご覧ください。)

【経済産業省】持続化給付金

持続化給付金

に関するお知らせ(速報版)

持続化給付金とは？
感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を
下支えし、再起の糧としていただくため、
事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額
法人は**200万円**、個人事業主は**100万円**
※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続
する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下
である事業者。
※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

相談ダイヤル
中小企業 金融・給付金相談窓口
0570-783183(平日・休日9:00~19:00)
※予算成立後、持続化給付金
コールセンターも開設します。
※申請支援窓口の設置場所等につ
いては、詳細が決まり次第公
表します。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

■事業概要

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者
に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全
般に広く使える給付金を支給します。

農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業な
ど幅広い業種で、事業収入(売上)を得ている法人・個人
の方が対象となります。

■給付対象要件

*新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年
同月比で50%以上減少した月がひと月ある者。

*資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業・中小
企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主。
また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人
など、会社以外の法人についても幅広く対象になります。

■給付額

法人200万円、個人事業主100万円

*但し、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。

■給付金の計算方法

前年の総売上高(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上げ×12ヵ月)

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1 持続化給付金ホームページへアクセス！
持続化給付金 検索
※令和2年度補正予算成立の翌日に開設予定！

2 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力【仮登録】

3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
【本登録】へ

4 ID・パスワードを入力すると【マイページ】が作成されます
● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力
法人・個人の基本
事項と、ご連絡先
入力すると、
申請金額を
自動計算！
【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
 - 売上減少となった月の売上台帳の写し
 - 身分証明書の写し(個人事業者の場合)
- ※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

スマートフォンからも
申請出来ます。
こちらのQRコードから！



【福山市】 特定定額給付金

特別定額給付金のお知らせ

福山市特別定額給付金事務局 ☎928-1267

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、市民1人当たり10万円の特別定額給付金を支給します。

■給付対象者

福山市の住民基本台帳に登録されている人

基準日:2020年4月27日(月)

※配偶者などからの暴力を理由に避難しており、配偶者などと生計を別にしていない人や、施設入所している児童・高齢者などは、一定の要件を満たし、その旨を申し出た場合は居住市区町村において給付対象となります

■受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

■給付額

1人につき 10万円

■申請期限

8月17日(月)まで(当日消印有効)

※期限内に申請をしない場合、給付金を受け取ることができません

■申請方法

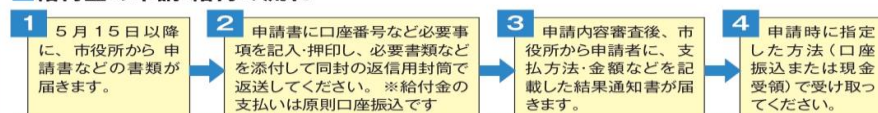
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則として**郵送**で申請してください。やむを得ない場合は、本庁舎や各支所の窓口で受け付けます。

申請書の記入例は、市に掲載しています。

不明な点は、福山市コールセンターに問い合わせてください。

※マイナンバーカードの保有者はオンライン申請もできます(5月27日(水)まで)。国の受付システム(マイナポータル)を利用してください。詳しくは総務省「特別定額給付金」に掲載

■給付金の申請・給付の流れ



問い合わせ先

申請手続き: 福山市特別定額給付金コールセンター ☎928-1267

(平日8:30~17:00)

給付金の制度: 総務省コールセンター ☎0120-260020

(9:00~18:30)

! 「特別定額給付金」の振り込み詐欺に注意してください

- 市や総務省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作や、「特別定額給付金」を給付するための手数料などの振り込み、Eメールを送りURLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません。
- 自宅や職場などに、市や総務省の職員などをかたった電話がかかってきたら、迷わず、市コールセンターや最寄りの警察署、警察相談専用電話(☎110)に連絡してください。

広報ふくやま 新型コロナウイルス感染症対策 臨時号 2

■事業概要

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として市民1人当たり、10万円の特別定額給付金を支給します。

■特別定額給付金のオンライン

申請の受付中止について

特別定額給付金の申請については、「オンライン申請方式」と「郵送申請方式」としてありますが、今後は申請方式の一元化をするため、オンライン申請の受付は、5月27日(水)をもって中止となりました。

5月28日(木)以降の申請については、「郵送申請方式」での受付とさせていただきます。市から郵送された申請書に同封の返信用封筒で返送してください。

内容や申請等についてはこちらのQRコードから



＊ ＊ 新型コロナウイルス感染症対策マル経融資 ＊ ＊

■ご利用いただける方

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少しており、商工会の実施する経営指導を半年以上受けている管内の小規模事業所。

■ご融資限度額

通常のご融資額 + 別枠 1,000 万円

■利 率

【当初3年間】 特別利率 F - 0.9% (別枠の1,000万円以内) (注)

【4年目以降】 特別利率 F

■ご返済期間 (うち据置期間)

設備資金 10年以内 (4年以内 (別枠の1,000万円以内))

運転資金 7年以内 (3年以内 (別枠の1,000万円以内))

(注)①「特別利率 F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における

「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。

②対象者については、特別利率 F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となります。

＊その他の融資制度等は、商工会事務局へお問い合わせください。

【厚生労働省】雇用調整助成金の特例の拡充

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。
令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1、2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3、4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円以上(令和2年4月1日現在)
 ※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金(※3)に休業手当支払率(休業の場合は50%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額を求めます。
 ※3 12月1日現在の賃金と対象労働者の総数(※4)に基づき算出されます。
 ※4 出向は当該助成率とは適用されません。
 ※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。
 ※6 臨時従業員等関係事業主への支給も可能です。

厚生労働省HP 

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020410金01

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主を対象に令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用されます。制度内容等はこちら⇒

厚生労働省HP



新型コロナ対策支援窓口の開設

商工会では、支援窓口を開設し専門家等による相談日を設けております。ぜひご利用ください！

- ☆中小企業診断士…各種補助金の相談対応。
- ☆社会保険労務士…雇用調整助成金の相談対応。
- ☆元職員…その他金融相談等。

診断士・社労士 相談時間 10:00～16:00

元職員の相談時間 9:00～16:00

相談日の日程及びお申込みは事務局へ

本所☎976-3111・支所☎972-3008

広島県働き方実践企業に認定されました！



2月5日(水)広島商工会議所にて、『第6回広島県働き方改革実践企業認定制度認定証授与式』が行われました。授与式には湯崎広島県知事も出席。当会からは、社会福祉法人 加茂福社会 なかよしこども園様が、働き方改革実践企業認定証を広島県商工会連合会 熊高一雄会長より授与されました。

これで、広島県内の認定企業は227社に、当会より認定を受けられた事業所は6社になりました。

次回、第7回受付は5月25日(月)～6月19日(金)です。



社会福祉法人 加茂福社会なかよしこども園 様

雇用・労働情勢調査にご協力ください

福山北商工会管内における製造業、小売業、飲食業の雇用・労働情勢を調査把握し、小規模事業者の労働者確保に繋げることを目的に標記調査を6～8月に行います。

事務局より調査の依頼があった際には、どうぞご協力の程宜しくお願い致します。

令和2年4月1日からすべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要になります。



厚生労働省より雇用保険被保険者を雇用される事業主の方に雇用保険料の納付についてのお知らせです。経過措置として平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間、65歳以上の高年齢労働者に関する雇用保険料は免除されていましたが、令和2年4月1日から高年齢労働者を含む、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要になります。



* 問合せ先：広島県労働局労働保険徴収課 ☎(082-221-9246) お知らせのチラシはこちら⇒

新入会員紹介



(期間：令和元年12月25日～令和2年5月15日)

事業所名	代表者名	住 所	業 種
ホビー宮脇	宮 脇 理 江	駅家町万能倉	贈答品小売業
(株)ファイメイクス	藤 井 誠	加茂町八軒屋	電子部品製造業
宜山簡易郵便局	荻 原 麻 衣	駅家町大橋	簡易郵便局
(株)オーテック	大 塚 雄 登	駅家町中島	金属加工機械製造業
きらにこはッピー	山 本 光 恵	御幸町上岩成	エステサロン
フタバ	内 田 知 宏	駅家町万能倉	建設業
高伸商運(株)	高 橋 伸 充	駅家町下山守	運送業
Ohisama わんこ	柳 井 佳 代	加茂町上加茂	ペットサービス業
(有)タクミ	原 田 良 平	駅家町万能倉	建設業
	駒 村 謙 二	加茂町栗根	建設・簡易宿泊業
(公社)福山法人会	会長 内海康仁	西町	非営利団体
焼肉 河相	河 相 壮 太郎	神辺町十九軒屋	飲食業
新天地	董 海 生	駅家町近田	飲食業
Plaque Design	桑 田 賢	旭町	WEB 作成
(株)SHOYA	麥 田 翔 也	駅家町近田	飲食業 ☆
岸本書類代行サービス	岸 本 知 明	加茂町栗根	代行業

☆印法人なりによる加入

商工貯蓄共済の健康診断助成金をご活用ください！

広島県だけの
特典です！！

【健康診断等助成金制度】 健康診断・人間ドック等の検診費用を最高15,000円まで助成！

- 対 象 者：満30歳以上の加入者(その家族を含む)および被保険者
1契約者(名寄せ)につき年度内2名が限度。
- 助成内容：加入口数3口まで・・・5,000円または検診費用の半額のいずれか低い額
加入口数5口まで・・・10,000円または検診費用の半額のいずれか低い額
加入口数6口以上・・・15,000円または検診費用の半額のいずれか低い額
- 請求方法：受診後、商工会へ領収書(写)と契約者印をご持参下さい。
商工会で所定請求書を作成し手続きをおこないます。
※同一人が年度内に2回以上受診した場合の助成金請求は、1回分(初回)の助成金請求のみ対象となります。

～青年部～

福山北商工会青年部 令和2年度通常総会書面議決で開催



令和2年4月23日(木)に予定されていた青年部事業の通常総会は、新型コロナウイルス感染症の影響の緊急性に鑑み、書面による議決権行使にて通常総会を招集する事となりました。

結果として、青年部部員総数62名中、通常総会を書面決議行使による通常総会とする事についての同意確認者数50名、議案の賛成者数50名と各々が過半数を超えており、通常総会は有効に成立致しました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、皆様、大変な局面を迎えられている事と思います。そんな中、通常総会の書面決議に対する多大なご協力をありがとうございました。

青年部の事業運営に関しては、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、常任委員会及び委員会の開催を延期する事を令和2年4月10日(金)の常任委員会で決定致しました。

今後は、再開の目処が立ち次第、再度、皆様にご案内致します。

～女性部～

福山北商工会女性部 令和2年度通常総会書面議決で開催



令和2年5月15日(金)に新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、県女連の指導を仰ぎ、役員会でも協議した結果、令和2年度通常総会は書面での議決権行使による通常総会開催となりました。

まず、書面議決で行うことについて賛否を諮り、次に総会資料等の送付を行い議案の賛否を諮りました。その結果、第1号議案・第2号議案共に部員37名に対して30名の賛成と過半数を超えており、通常総会は有効に成立致しました。このような大変な時期に書面議決に対し多大なご協力を頂きありがとうございました。新型コロナウイルス感染症の為、すぐに女性部活動も出来ない状況ですが終息となりましたら、事業計画に基づき活動を行ってまいりたいと存じます。今後とも宜しくお願い申し上げます。

加茂町夏まつりサマーフェスティバル2020及び駅家町夏まつりサッサカ2020の開催中止について

平素より当会運営につきまして格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、加茂町夏まつり「サマーフェスティバル2020」並びに駅家町夏まつり「サッサカ2020」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や来場者及び出展者の健康と安全を最優先に考え、開催を中止させていただくこととなりました。

例年、加茂夏まつりサマーフェスティバルでは約4千人、駅家町夏まつりサッサカでは約8千人の来場者が訪れ伝統のある地域の祭りとして、地域の皆様や、とりわけ子どもたちも毎年楽しみにしていただいております。

かねてより開催に向け準備を進めて参りましたが、終息の兆しが見えない中で予測のつかない緊急事態に苦渋の決断をせざる得ない状況となりました。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、来年度に向けて実行委員会一同準備を進めてまいりますので、皆様のご指導、ご支援、ご協力をどうぞ重ねてお願い申し上げます。

加茂町夏まつりサマーフェスティバル実行委員会	委員長	信岡	栄司
駅家町夏まつりサッサカ実行委員会	委員長	中山	辰磨

令和2年分の所得税確定申告から 青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります！



平成30年度税制改正での主な変更により、令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額及び基礎控除額が変更になります。

青色特別控除の10万円控除について改正はありませんが、青色特別控除額65万円の控除の方は、e-taxでの確定申告又は、電子帳簿保存を行う必要があります。

電子帳簿保存については、令和2年分に限り9月30日までに承認申請書の提出し、

税務署長の承認を受けて、その年中の事業に係る仕訳帳及び

総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、

65万円の青色特別控除を受けることができます。

電子帳簿保存制度・提出書類
については、こちらから ⇒



◆改正1 個人の方の所得税について

- ・ **青色申告特別控除額**が変わります！（現行 65万円⇒改正後 **55万円**）
- ・ **基礎控除額**が変わります！（現行 38万円⇒改正後 **48万円**）



更に

◆改正2 「（改正後）55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・ **e-Taxによる申告（電子申告）** 又は **電子帳簿保存**を行うと、
引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

※ 以上の改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分 確定申告まで	令和2年分 確定申告から
特別 控除 の 要件 65 万円 の 青 色 申 告	(1)正規の簿記の原則で記帳 （複式簿記） (2)申告書に貸借対照表と 損益計算書などを添付 (3)期限内申告	改正前と同じ + ① e-Taxによる申告 （電子申告） 又は ② 電子帳簿保存

② 電子帳簿保存とは…

➤ 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに**申請書を税務署に提出する必要があります。**

※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。

➤ 改正後の65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

令和2年分に限っては、

令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）」でご確認ください。

\ 会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の 特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

加入・請求・掛金の増減額の手続きなど お問い合わせは福山北商工会まで！

本所：☎976-3111 支所：☎972-3008